

## 1号認定の利用者負担額（保育料）の多子軽減について

(1) 年少から小学校3年までの範囲内に児童が2人以上いる場合、最年長の児童を第1子、その下の児童を第2子とカウントします。

例えば、第1子が小学校3年生、第2子が年長（5歳クラス）、第3子が年中（4歳クラス）の場合、第2子は半額、第3子は無料となります。

(2) 同一世帯で3人以上の児童がいる場合、児童の年齢にかかわらず、3人目以降の保育料は無料になります。

## 2・3号認定の利用者負担額（保育料）の多子軽減について

(1) 同一世帯から保育施設等のほか、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設通所部に同時入所している場合、2人目以降の保育料を次のとおり軽減いたします。

上から2人目：基準額の2分の1に軽減

上から3人目：無料

(2) 同時入所以外でも同一世帯で3人以上の児童がいる場合、児童の年齢にかかわらず、3人目以降の保育料は無料になります。

## 利用者負担額（保育料）の算定方法

利用者負担額(保育料)の階層区分を決定するにあたっては、基本、父母それぞれの市民税額の所得割課税額を合算して算定します。

なお、父母の合計所得金額がそれぞれ32万円以下であって、同居の祖父・祖母がいる場合には、同居の祖父又は祖母のうち、市町村民税課税額のより高い人物を算定に含めます。

## 利用者負担額（保育料）の算定期期

利用者負担額（保育料）の算定にあたっては、4月から8月までは前年度の市民税額に基づき保育料を算定し、9月より算定に用いる税額年度が当該年度に切り替わるため、利用者負担額（保育料）が変更となります。